

第 113 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 3 年 2 月 17 日 (水) 10:00～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 6 階 623 会議室
(W e b 会議システムを利用)
- 3 出席者
会 長 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
委 員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同 浦 尚子 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会 女性クリニック We!TOYAMA 代表
同 中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授
／教養教育センター長
同 納米 恵美子 全国女性会館協議会代表理事
同 原 健一 認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス 支援コーディネーター
同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
D V 対策の今後の在り方について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 報告書骨子案について
資料 2 報告書案について

参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号)

(議事録)

○小西会長 ただ今から、第113回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、井田委員、木幡委員が御欠席です。

今日の議事ですが、ここまで話し合っただけでまいりましたDV対策の今後の在り方について年度末に取りまとめ予定の報告書案に関して、委員の皆様から御意見を伺うことが主要な課題でございます。

まず、事務局から資料確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 おはようございます。

配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1としまして報告書骨子案、資料2としまして報告書案、参考資料としてDV防止法の条文を配付させていただいております。

お手元に不足等がありましたら、事務局にお知らせいただければと思います。

○小西会長 もし不足等がありましたらチャット等を使って御連絡いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、報告書の骨子案について、事務局において前回の御意見を踏まえた修正案を作成していますので、事務局から御説明いただきたいと思います。

○難波男女間暴力対策課長 初めに、報告書骨子案につきまして、前回、昨年末の専門調査会において御意見をいただきましたことなどを踏まえ修正した点について御説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。

まず、Ⅱの現状に関する部分について、個別論点として絞り込まない方が良いという御指摘をいただきました。記載の論点は事務的に立てたもので、それ以外にも色々と論点はあるので、当該部分については端的に現状としておけば良いのではないかとということで、記載のとおり、「Ⅱ DV対策に係る現状」とさせていただきます。また、委員の皆様からいただいた意見の中でDV対策に係る現状として取り込めるものがあればⅡの中に取り込むことも考えられると、前回、御説明申し上げましたが、委員の皆様からいただいた意見につきましては、「Ⅲ 今後の課題」に盛り込ませていただくことといたしましたため、その部分について修正をいたしました。

骨子案の関係は、以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

報告書案に関する議論に移りたいと思いますが、まず、事務局から内容を御説明いただいて、その後、皆様から御意見を伺いたいと思います。

それでは事務局から御説明をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 先ほど御説明しました骨子案に基づきまして取りまとめまし

た報告書案について、御説明をいたします。

まず、題名は報告書案にはつけておりませんが、骨子案の方にあります「DV対策の今後の在り方について」ということで考えております。

次に、資料2の3ページ目になりますが、「はじめに」の部分でございますけれども、こちらは、今、調整中としておりますが、検討の背景事情やDVの現状といたしまして、DVに関連するデータ、児童虐待との関係、コロナ禍におけるDVの増加や深刻化の状況などについて、今後、記載することを考えております。

次の「I これまでの取組等」においては、これまでのDV対策について記載しております。

3ページ目から、DV防止法の制定及び改正の経緯について、です。

4ページ目になりますが、内閣府における直近の取組といたしまして、民間シェルターを支援するパイロット事業、加害者対応、相談窓口の短縮番号化、DV対応と児童虐待対応の連携といった取組について記載をしております。

5ページ目からは、近時のDV対策をめぐる動きとしまして、まず、婦人保護事業の見直しの動き。

6ページ目では、新型コロナウイルス感染症問題下における対応としまして、DVに関する相談、支援体制の維持・充実、特別定額給付金の対応について記載しております。

7ページ目でございますけれども、DV対策の現状としまして、各論点に関する現在の状況について記載をしております。まず、通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲につきましては、通報の対象となる暴力の形態に関するDV防止法第6条の解釈を記載しております。

8ページ目では、保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲に関するDV防止法第10条の解釈等について記載をしております。

10ページ目から、これに関する諸外国の制度や取組について記載することとしております。この部分につきましては、現在、ヒアリングを行いました先生方に確認を取っているところでございます。

11ページ目でございますけれども、DV防止法との比較の観点からとして、ストーカー規制法について記載しております。

12ページ目から、加害者更生のための指導及び支援の在り方について、これまでの加害者更生をめぐる動きを記載しております。

14ページ目で、令和元年度の調査研究について記載し、令和2年度の試行実施結果等につきましては、現在、中村委員に座長を務めていただいております検討会において、最終的な取りまとめに向けた議論を行っているところでございます。その結果を改めて簡潔に記載することとしております。

15ページ目からでございますけれども、DV対応と児童虐待対応の連携について記載しており、令和元年のDV防止法の改正、最近の取組としまして厚生労働省や内閣府の取組につ

いて記載しております。

16ページ目ですが、自治体の取組について記載することとしておりまして、この部分につきましても、現在、ヒアリングを行いました各自治体に記載内容について確認をしているところでございます。

17ページ目からですが、被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について記載しております。まず、関係省庁における現状の取組として、厚生労働省関係の施設等の状況を記載しております。

18ページ目では、一時保護の現状について、記載しております。

19ページ目で、内閣府の取組として民間シェルター等の支援のためのパイロット事業について記載することとしております。なお、民間シェルター支援のためのパイロット事業も、現在、その検討会における議論の取りまとめ中でありますので、その結果を簡潔に追記することとしております。

20ページ目ですが、自治体の取組としまして、公的シェルターや民間シェルターの状況について記載することとしております。この部分につきましても、現在、ヒアリングを行いました自治体に記載内容の確認をしているところでございます。

21ページ目ですが、逃げられない／逃げないDV対策について、内閣府の行いました「男女間における暴力に関する調査」の関連する結果や諸外国における対応について記載することとしております。諸外国の部分につきましては、先ほど申し上げましたことと同様ですが、ヒアリングを行いました先生方に確認をしているところでございます。同じく21ページ目の最後のところ、「その他」としまして、委員の皆様から大事だと御指摘をいただきました予防教育を記載しております。

次のページ、デートDVへの対応、面会交流、被害者の多様な支援に関する取組について記載をしているところでございます。

23ページ目からが、主に、委員の皆様からいただきました御意見について、まとめたところになります。今後の課題としまして、DV被害者支援の更なる充実を図るための課題について記載しております。この部分は丁寧に御説明させていただきます。まず、「1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について」は、暴力の形態について、精神的暴力に関し、「PTSDを生じさせる場合も、身体への傷害に当たる」旨の最高裁判決があることから、精神的暴力により通院しなければならないような傷害を受けたときは、刑法上の傷害罪に当たるものであり、身体的暴力に含めても良いのではないかと、このように考える場合、法改正をして身体的暴力に当たる精神的暴力を含むようにする必要性がどれだけあるのかも問題になるという見解があること、一方で、当該判決は特別な事例であり、判例として機能しているものではなく、裁判実務としては運用できていないとの指摘もあること、また、精神的暴力は被害者の認知を歪める点で根本的な人の認識に関わるものであり、何らかの精神上症状が出ている場合は明らかにDVであり、暴力による疾病として捉えられるのではないかとこの指摘もあるといったことに

ついて記載をしております。次に、23ページの最後のところから、性的暴力に関しまして、トラウマ体験の核として出てくることもあり、また、避妊に協力しないなど、望まない妊娠につながる場合はもとより、性的な求めに応じない場合には身体的な暴力を振るわれる事例が多いとの指摘もある。性的暴力は、結果として望まない妊娠をもたらすものであり、予期せぬ望まない妊娠によって命が脅かされることは、身体的暴力と同視して同等に扱うべきとの意見があることについて記載をしております。

24ページ目ですが、通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲についての部分になります。これまで保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にすることが必要であるが、精神的暴力や性的暴力についてはその外延が不明確にならざるを得ないとの議論があった。しかし、この場合の行為は精神的又は性的暴力そのものではなく保護命令違反行為であって、刑罰もそこに対して科されているものであり、命令違反の内容は条文上明確になることから、外延が不明確になるということは保護命令の対象について身体的暴力を含まない理由にはなり得ない。また、これらの論点は、本質的には非身体的暴力をDV防止法上どのように扱うかの問題であるとして、非身体的暴力については、法益侵害の程度、被害者に与えるダメージは身体的な暴力と変わるものではなく、むしろ長期間にわたってそれが持続することによって回復をより困難にさせるものであることから、身体的な暴力と同様に扱うべきとの意見がある。また、通報により警察が早期に介入した方がより被害者の安全を守れると考えられることから、通報及び保護命令の申立ての対象に係る暴力については、いずれも精神的暴力や性的暴力等の身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動まで含める方向で法改正すべきとの意見もあるといったことを記載しております。さらに、なお書きといたしまして、保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲を拡大するに当たっては、精神科における精神的な暴力被害についての診断技術の向上や、自立後の中長期的な精神的ケアについても同時に考えていく必要があるということについても記載しているところでございます。

24ページ目、通報や保護命令の在り方については、通報や保護命令制度そのものの在り方についても検討を進めることが期待され、そのためには、通報が被害者支援や加害抑止につながっているか、保護命令件数が減少傾向にある理由についても分析が必要であることについて記載し、保護命令については、「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」ときに発令されるということだが、この文言により保護命令の却下につながるおそれもあることから、規定ぶりの変更などについても検討していくことが考えられることを記載しています。

25ページになりますが、現行の保護命令制度では、大きく接近禁止命令と退去命令の2種類だけで活用しにくい。例えば、暴力禁止命令や刑事事件で有罪判決を受けた加害者に対する長期の保護命令など、新たな種類の命令創設、加害者退去を原則とすることについても検討を進めることが求められる。一方で、保護命令は一時的に被害者を加害者と接触

させないようにすることを目的とするものであり、実体法上の権利義務関係を変動させるものではないことから、保護命令制度の枠組みで前記の暴力禁止命令や長期の保護命令のような新たな制度を創設できるか否かについては、慎重に検討する必要があること。さらに、緊急的な手続との関係では、現場の警察が暫定的な命令を発し、その後、被害者が裁判所に保護命令の申立てをするなど、保護命令が発令されるまでの間に、暫定的な効力を有する命令の発令についても検討していくことが求められること。ただし、DV防止法第14条第1項ただし書きにおいて、裁判所の判断により相手方を審尋することなく緊急的な保護命令の発令をすることは可能となっており、前記のような新たな制度を創設する場合には、既存の制度との整合性を検討する必要があること。他の法令との比較の観点では、ストーカー規制法では平成28年改正で禁止命令違反の罰則が2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に引き上げられたが、DV防止法の保護命令違反については1年以下の懲役又は100万円以下の罰金のままであることから、刑罰を加重することの検討を進める必要があること。また、保護命令の期間についても、ストーカー規制法上の禁止命令に合わせて1年間とし、延長可能とするような制度に変えること。さらに、運用上の問題としまして、生活の本拠を共にする交際相手からのDV被害者の保護命令申立てについては、同居期間が短いなど生活の本拠を共にしていたと認めにくい場合でも、ストーカー規制法による警告より保護命令の方が今後の支援に適していると認められる場合は、より柔軟な取扱いについても検討が行われる必要があること。加えて、DVを見聞きした人が暴力が深刻化する前の早い段階で被害者に相談先を教えるなどの大切さについての広報啓発、被害者やDV被害を発見した人が声を上げやすい環境づくり、すぐに助けを求められるプラットフォームづくりなどについても検討が求められること。また、第一発見者になりやすい医師などに、本人の承諾があれば通報は守秘義務違反にならないことについての周知も必要であることについて記載をしております。

26ページ、「3 加害者更生のための指導及び支援の在り方について」は、加害者プログラムの意義・実施について、まず、現行法の枠組みでできることに取り組むべきであるとの指摘があり、例えば、加害者のプログラムへの参加を推奨していくこと、脱暴力を支えるためのサークルの創設、児童虐待と関連している事案については、保護者支援プログラムへの参加を指示することなどが考えられる。また、加害者に、支配とは何か、何が加害行為であるかを知ってもらうために、加害者プログラムに参加してもらう必要があると考えられること。加害者プログラムの実施に当たっては、誰が行うのか、そのリスクアセスメントは誰が行い、どのような手法がよいか、いかにプログラムまでつなげるか、途中で脱落することのないようプログラム受講の意識付けをどう維持していくかなどにつきまして、地方公共団体との連携も含めて検討していく必要がある、その際、子供がいない場合にはどのように関係機関が情報を共有するかについても体制整備が必要となることなどについて記載をしております。

27ページ目の加害者対応と児童虐待の対応についての部分ですが、こちらでは、児童虐

待の加害親をDV加害者プログラムにつなげていく視点も必要になることや、被害者支援と加害者対応は車の両輪として実施していく必要があり、被害者支援についてのケースワークが必要なように加害者対応についてもケースワークが必要で、児童相談所において行われているケースワークにDVの視点をさらに強化してマネジメントしていくことが考えられることなどについて、記載をしております。次に、「4 DV対応と児童虐待対応の連携について」では、まず、関係機関間連携の在り方について、としまして、児童相談所又はDV支援センターのどちらが先に関与することになったとしても同じ支援が受けられるよう、連携を強化するため、関係部署・機関の合同研修・相互研修を行うことが必要であること。両者の連携に関する全国の好事例、DVや児童虐待の被害者となる性的マイノリティの一時保護や支援に関する好事例などの共有が必要であることを記載しております。次の情報共有の在り方の部分につきましては、DV支援センターは児童虐待を発見した際の通告義務があるが、逆に、児童相談所を含む関係機関に対して相談者の家族の状況や他機関での支援の経緯を照会する権限がないため、要保護児童対策地域協議会以外の場面におけるDV対応と児童虐待対応の情報共有の在り方について法整備を含めた整理が必要であるとの意見もあること。DVと児童虐待は重なりが大きく、一緒にアセスメントを行う仕組みが必要であり、その際、母親も被害者であることや、家庭状況など全てを包括して評価する必要があることについて記載しております。

28ページ目、「5 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について」は、中長期的な支援には市町村の取組強化が重要であることから、市町村のDV支援センターの設置をさらに促進する必要があることや、民間団体を地域における支援の中にきちんと位置付けた上で財政的支援ができるような枠組みも考えていく必要があること、民間シェルターの持つ様々なケースに柔軟に対応できるという強みを生かし、例えば、中学生以上の男子を母子一体で保護するために委託するという形で活用していく一方で、公的機関であるDV支援センターの本来持つべき機能についても見直していくべきと考えられることなどについて記載しております。

29ページ目、「6 逃げられない／逃げないDV対応について」ですが、逃げられない／逃げないDV対策におきまして、経済的困窮・困難を含めた様々な問題を抱える家庭の支援として包括的な捉え方が必要であり、その被害者支援においては市町村の果たす役割が大きいことから、支援拠点としての市町村のDV支援センターの設置促進は重要であると考えられること。逃げないDVに関しては本人の意思が入っているが、逃げられない場合は重篤なケースも含まれ得るため、分けて議論すべきという指摘があること。DV防止法は、被害者が逃げ、一時保護をし、保護命令で安全を確保するという枠組みになっており、一時保護と保護命令が主要な支援内容ですが、ここ数年、これらの減少傾向が続いており機能しなくなっているとの指摘があり、一時保護と保護命令については、より使いやすいものにしていくための検討を進めていく必要があることについて記載しております。また、(1) 逃げられないDVの部分ですけれども、ここでは力を奪われている状況を改善するた

めの支援が必要であり、まず、精神的なサポートを充実させ、本人が自分のために意思決定できるような流れを作っていくことが必要であること、精神的なサポートは、その後の中長期的な生活を考えたときに欠かせないことから、ソーシャルワークとの両輪で支援していくべきとの意見があることなどについて記載しております。次の（２）逃げないDVについては、現行の制度に留まらず、被害者が逃げずに安全確保できるような制度も組み入れていく必要があること、例えば、被害者が逃げることを前提とする支援は、就業継続を困難にし、支援そのものへのアクセスをためらわせる原因となると考えられること、また、まずは一旦別居して自尊心の回復を試み、加害者には加害者プログラムを受けさせるなどの介入についても検討を進め、被害者自身がその場を離れるか留まるかを選択できる制度設計も必要であると考えられることなどについて記載しております。

30ページ目、「7 その他」におきましては、まず、予防教育、広報・啓発といたしまして、DV被害者に対しては、本人が望む選択をしてもらうことが基本であり、そのためには教育が重要であること、また、加害者に対してメッセージを発信したり、第三者が傍観者にならないよう呼びかけることも重要であることなどについて記載しております。面会交流につきましては、面会交流を行う際にはリスクの十分なアセスメントが必要であり、被害者や子供への精神的な影響が甚大な場合、子供の利益を最優先する観点から、心身が回復するまで面会交流の実施を保留するなど、ケース・バイ・ケースでの柔軟な対応の検討が必要であるとの意見もあることなどについて記載をしております。被害者の多様な支援につきましては、まず、精神的なケアに関して、支援者の対応能力の底上げと多職種連携、アウトリーチ手法の活用などの仕組みづくりが必要であることや、DV被害者の医療面を含めた精神的ケアができる体制づくりが必要であること、精神的なケアはそれがなければ自立できないという自立のための前提として捉えて支援メニューの中に取り入れていかなければならないことなどについて記載しております。

31ページ目の経済的支援の部分になりますが、DV被害者が、母子父子寡婦福祉資金貸付金を申請する場合や、公営住宅入居時に連帯保証人を必要とされることがあったり、生活保護を受給する際に、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する場合等を除き、原則として自動車の保有が認められないため、生活保護を受けない選択をしている被害者も少なからずいるといった指摘もあり、被害者が利用しやすい制度としていくことが求められることなどについて記載しております。性的DV被害者への支援につきましては、緊急避妊薬が入手困難であることや、性的DVによる妊娠の場合、本人の同意のみで中絶が可能となるよう、配偶者からの同意を得ることが困難な場合として解釈されるよう運用することなど、さらに議論をしていくべきことなどについて記載しております。その他、再婚家庭への支援について記載しているところでございます。

32ページ目になりますけれども、支援力の強化ということで、まず、婦人保護事業について、厚生労働省の検討会における検討結果を踏まえ、新法の制定を含めた抜本的な改正により、被害者や支援を必要とする女性たちに対し、自治体と民間の連携によって切れ目

ない支援をしていくことが期待されること、また、支援員の次世代育成を進め、世代交代を図りながら支援の質を上げていくためには、賃金をはじめとする待遇改善等についても検討を進めていく必要があること、さらに、現行のDV被害者支援の縦割りを廃した体制の構築についても検討することが期待されることについて記載しております。次に、調査研究としまして、虐待やDVは世代間で連鎖するという意識が必要であること、また、DV等の心理的暴力の見聞きであっても子供に対して大きな影響があることの認知がまだ不十分との指摘があることを記載しております。次の関係機関間連携としましては、被害親と子供の支援を同時並行で行うことや、情報共有を行えるよう守秘義務規定の見直しを図るなど、現場における連携をスムーズにすることが必要であること、DV被害者支援に当たる専門職に加え、各関係機関をつなぐコーディネーター役も必要であること、DVと児童虐待が密接に関連している観点から、学校との連携の在り方について整理し、学校と外部機関がつながりやすいようなスキームを改めて見直すとともに、DV対応や児童虐待対応に関する教職員への啓発も重要であることについて記載しております。

33ページ目、その他としまして、男性被害者に対する支援の配慮について、一部では取組が見られるが、LGBTである被害者に対する配慮についても今後の検討課題であることなどについて記載をしております。最後に、「おわりに」の部分でございますけれども、こちらは調整中としておりますが、今後、この専門調査会の報告書に関する意思表示のようなことを記載していくことを考えております。

すみません。長くなりましたが、説明は以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

報告書案はとても膨大なのですけれども、ただ今御説明いただいたところに関して皆様の御意見をお伺いしたいと思っておりますが、大部なので、最初に、経過の部分があり、現状とか、私たちが会議の中で色々とヒアリングをしたり検討してきたことの報告があり、さらに3番目に今後の課題という形になっています。多分、今後の課題のところでは皆様も色々な御意見があるのではないかと思いますけれども、取りあえず、1、2で何か御意見や認識が違うということはありませんでしょうか。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 報告書の22ページのところで、DV対策に係る現状のその他として(2)面会交流の記載があり、そこに商事法務研究会での家族法研究会の議論が紹介されています。家族法研究会での面会交流の議論は、基本的にはその法的概念の整理とか、面会交流の取決めの実効性を確保、即ち、その効力をより強める方向での議論です。具体的には、面会交流を直接強制するような方策とか、そういうことの議論が中心です。面会交流を、通常は父母なのですけれども、さらに祖父母まで広げるかとか、そういったところの議論もなされています。

確かにDVや虐待のことについても、報告書を見ると若干触れられてはいるのですが、それもDVや虐待があっても面会交流することを前提としたような議論がなされているところ

で、果たしてこれがDV対策としてここに紹介するのが適切かということに関し、私自身は
すごく異論があります。

DV対策という面からすれば、面会交流への対応をどうするかというところがすごくしん
どいところで、面会交流自体はDV対策やDV被害者支援ではありません。ですので、この
記載については再検討していただいた方が良いのではないかと。

少なくとも家族法研究会での議論は、DV被害者支援とはかけ離れたというか、むしろ逆
の方向に行っているものなので、それをこのDV対策の現状として挙げるのは適切ではな
いと考えます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

他にこの件について御意見はございますか。

確かに、現状のところ、まず、公益社団法人主催のと書き出す書きぶりからして問題
があるかと思えますので、ここは紹介いただくにしても距離をもう少し取った形で、面会
交流について、もう少しDVを正面から見た対応について何か書いていただいた方が良いで
すよね。私もそう思います。

○種部委員 今のⅡ部のところなのですけれども、構成のことについて少し言っても良い
でしょうか。

最後の「その他」のところにくくって、予防教育と面会交流と被害者の多様な支援とい
う3点が挙げてあるのですね。「その他」という書きぶりなのです。

この構成から、内閣府はどっちを見ているのかを伝えることは非常に大事で、地方行政
で何を重点としてやっていかなければいけないか考えるときに報告書がよく参考にされま
す。この項目立ての大きな課題として挙げたのが、通報対象となる暴力の見直しのこと、
加害者更生、DVと児童虐待対応、出口支援のこと、留まる選択のことで、こういうことを
やっていかなければいけないのだなという大きな方針と読み取れます。

その他の中にくくられている中で、面会交流と多様な支援は、例えば、他の被害者の保
護のところなどに入れられるようなものであって、私はその他の中で一番大きいのは教育
ではないかと思うのです。教育は別立てで、例えば、「6 その他」ではなくて、教育だ
けをくくってしまってはどうでしょうか。私は教育には2つあると思っていまして、デー
トDVのことをここで書いてあるのですが、後半のところでは被害者がDVと認識するための
教育みたいなことがあるのですが、そうではなくて、誰も加害者にも被害者にもなりたく
ないはずなので、小さいときからそれを教育していくことを包括的性教育の中に入れてい
くとか、家族の在り方も多様だねとか、そういうことも含めて、大きなくくりでの教育を
やる必要があるのではないかと考えています。

今回、ヒアリングを色々行った中にはなかったかもしれないのですが、海外では、例
えば、予防教育で、関係性、デートDVあるいは性暴力の防止についても、これも何回も出
ていますけれども、ユネスコのガイダンスにのっとって、例えば、イギリスなどはナシ

ョナルプログラムとして主要な教科に入れているとか、海外ではこれぐらいの捉え方をしているのねということ参考として入れていくことが、地方においてもこの国の現状との乖離をあぶり出して考え直していただく機会になるのではないかと思うので、教育を別立てにすることはできないのか、今更なのですけれども、考えていただけたらどうかと思いました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

多分こういう形で皆さんも色々と御要望があると思いますが、取りあえずここでそれについて議論して結果をお返しするという感じですかね。多分最終的にどうなるかというところについてはどうしても私に一任していただかないとならないところもあると思いますが、出た議論については、例えば、今の教育のところの組替えなどは構成としては大きいですよね。中身がどうなるかは別として、構成として組み方が変わってきますから、他に何か御意見があれば承っておきたいと思います。

○納米委員 納米です。

17ページから18ページにかけて、一時保護のことについて書かれています。17ページの一時保護所については、婦人相談所の一時保護だけではなくて他の施設名もあるわけなのですけれども、18ページの「(イ)一時保護の現状」については、婦人相談所における一時保護の理由ということで、その状況、推移や一時保護に至らなかった理由と書かれています。

でも、現場から聞くと、一時保護は、婦人相談所においては減少しているけれども、例えば、東京都ですと、厚生事務組合が18施設を持っている。そのうち5施設は男性専用だが、それ以外については世帯などでの利用も可能ということで、そういうところを利用している実情があるということなのですね。

つまり、一時保護全体が減少しているのか、婦人相談所における一時保護が減少しているのかというところは書き分けた方が良くはないかと思うのです。婦人相談所における一時保護以外の一時保護が全体として把握されていないのであったら、把握していった方が良くないと思いました。

○小西会長 一時保護の数が減少していることについては、むしろ減少していることを一つの課題としてここまで取り上げてきた経過はあったと思うのですね。この中には多少そういう書きぶりがあります。このことはまた新しい議論になりますし、一時保護の現状というところを書いてあるのは、統計からそのまま取ってきているので、その統計が明示されていないということはあるのかもしれませんが、この数字はまず変わらないですよ。もし、そういうことがぜひ必要なのであれば、多分今後の課題のところ、要するに、例えば、Ⅲの「その他」で一時保護の減少をどう見ていくかという形で書いておくとか、この中に今のお話を代入して組み直すのは難しいのではないかと思います。例えば、先ほどの教育の切り取りを変えることは現状の把握として当然可能だと思うのですけれども、

今までの論点と違うので、貴重だと思いますし、そういうことを見なくてはいけないとは思いますが。

○納米委員 了解です。ここの場所を書くのは難しい、新しいことだなどと思いながら申し上げております。Ⅲのところを書くのでも構わないのですけれども、現場からの声は、婦人相談所はなかなか入れないこととか、スマホが使えない等々、色々な問題があって、使いにくい面があって、現場で対応するためには、例えば、保護が必要だという場合にはそういった各自治体なりの工夫で行っているということを知りましたので、そういった全体像について、一時保護についてはきちんと把握することが必要ではないかということをお願いしたかったということです。

○小西会長 例えば、現状というところで言うのであれば、さっきの18ページのところは、婦人相談所の調査によればという形の書きぶりぐらいで収めておくとして、今後のところに入れると考えれば良いのかなと、今、伺って思いました。私が今ここで全部決めてしまうわけにはいかないので、皆様方の意見も伺ってからとしますけれども、全体として何かあれば出していただくということで、今、考えています。

先ほどの教育の件はどなたか御意見がございますか。もしなければ、そのまま一任していただいて考えることにしたいと思います。

他に、現状のところまでで何かございますでしょうか。

原委員、どうぞ。

○原委員 原でございます。先ほど納米委員が触れられた一時保護のところなのですけれども、19ページに一時保護に至らなかった理由が書かれています。批判的な意見になるのですけれども、一時保護所が関係機関からの保護依頼を断っている事例があって、それがあまり現状としては知られていないのではないかと思います。

以前から私が委員を務めさせていただくに当たってよく申し上げていたのが、こういう一時保護も含めてDV被害者支援に地域間格差が生じることについてずっと問題意識として持っていたのですが、それがいまだに続いているということがあると思います。

より被害当事者に寄り添った支援や柔軟な支援を本当に今後は心掛けていかないと、一時保護自体は、要するに、当事者から断られるだけでなく、その保護所が入所を断るということを、今、申し上げましたけれども、こういうことが私の経験上では起きていますので、特に、都道府県の配偶者暴力相談支援センターの支援能力や連携体制やコーディネートの力が問われている。また、DVや児童虐待についての知見があるとは言いがたい、例えば、行政職員が所長や管理職になることによって、制度はできてもその運用面でうまくいかないということが、要するに、人の部分で現実には起きているのですね。

もちろん報告書にはそのようなことは書きにくいとは思いますが、ただ、現場にいると人が変わるによって良くも悪くもなっていくという現状をどう防いでいくのか、どう変えていくのかということは隠れた重要な課題だと私は思っておりまして、そここのところはぜひ共有したいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

地域間格差はむしろ本当に今後に大きな問題ともなりますよね。今、見て、思ったのですけれども、この辺の現状の書き方が、調査がぼんと中身が出ていて、調べてみたらこういう調査は取りあえずこの形でありますとか、あるいは、色々な地域間格差などの問題もあるのだけれども厚労省が実施した調査によるとこうですみたいな、一つの材料としてこれを捉えるみたいな書き方がなされていないので、とても気になるところなのだと思うのですね。

特に、今の一時保護の現状のところなどはそうですけれども、どちらも突然ある調査だけが出ていて、調査そのものの問題が見えていない形で調査されていることがあるというのは実情としてあると思うので、それを踏まえた書きぶりに直していただくと大分良いのではないかと思います。

地域間格差の問題みたいに今後の大きな問題であることについては、ここに1行ぐらいで書くということではなく、もう少し大きく取り上げられれば、それはその方がよろしいのかなと思います。

他にございますか。

○種部委員 今のところに追加で、原委員がおっしゃっていたのはそのとおりだと私も思っています。現状の分析をして、淡々とこういうものがありますということを書いていただいた後に、これもⅢに入れるかⅡに入れるのかは小西会長の御判断で色々やっていたらと思うのですけれども、窓口の質の違いによってせっかくある施設が全然生かされていないというのは本当に重大な課題であると思います。例えば、市町村窓口であれば担当者がころころ変わるのが問題、かといって、嘱託職員でずっと固定はされていても、支援員が高齢化していることが書いてありました。そういう現状、プラス、現状に加えての課題をセットとしてあぶり出していただく形にさせていただくとありがたいと思います。

例えば、婦人保護施設については、39都道府県に47か所ですが、富山県には婦人保護施設はありません。婦人保護事業の中にDVだけではなくて若年女性の居場所のない子を入れていたわけですが、行くところがなかった。そこに対して、今回、内閣府がパイロット事業をやってくくださったことで、必要性が地方で認識されたということで、内閣府の事業は非常に大きなインパクトがありました。富山県はこれからやろうとしているわけですが、民間シェルターなしにはやれないという現状で、この隙間に落ちている自治体はどうやって今まで運用してきたのかというのはあぶり出された課題だと思います。

市町村の中に配偶者暴力相談支援センターを持っていないところがあり、実際はどういう対応しているかという、市町村の窓口にたまたま配属された職員が、婦人相談員が一人もいない状況の中で対応し、あちこちの窓口をたらいまわしにされて、そこで連帯保証人はいないのですかと言われて、二度と支援につながろうとしなくなり支援から落ちていたということは、どこかに書いていただくことで市町村や地方公共団体の取組を促すよう

な起爆剤にさせていただくことができたらと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます、中村です。

3つ、あります。

14ページです。今回の報告書全体、加害者プログラムをはじめとして加害者のことがかなり随所に出ておまして、この調査会で随分議論が進んだなという印象があります。現状のところなのですけれども、別途検討会を立ち上げて取り組んでいる。14ページの一番下ですけれども、今年取り組んでいるものを、今、鋭意執筆中なのです。ぜひここにシンクロさせてほしいということで、今、事務局からもありましたけれども、小西会長に一任しますけれども、この書きぶりについて私も一緒に点検させてもらえればというのがお願いです。

2つ目です。15ページの厚生労働省の最近の取組の中でも、私も委員をしているのですが、虐待との連携を厚生労働省でもかなり意識してまして、今、養育者支援の調査研究事業を別途しているのですね、母親の場合と父親の場合の虐待の形がちょっと違うので、母親は、虐待させられていると言いましょか、子育てを押しつけられている中でのテーマが出てくるし、父親はまた力動が違ってくるので、観点を養育者支援と一般的に平板化するのではなくて、ジェンダーの視点を入れると父親と母親は違うのではないかということ、私はそこでかなり問題提起をしています。ペアレンティングといっても、それはマザーリングにイコールになってしまうと全体的な家族システム上のテーマは出てきませんので、そのことを議論している委員会があります。ですから、15ページのところには、現状ですので、そのあたりもぜひ追加してもらおうとよろしいかと思いました。

3つ目は、この現状では出てきていないのですが、厚生労働省の管轄の中で、高齢者虐待の中に、年齢で区切っていくと、一定年齢層以上はDVなのだけれども高齢者虐待としてカテゴリー化されてしまうものがあるのですね。これは本当は良くないなと思っている面もあって、高齢者虐待対応という仕組みの中で発動させるのも必要なのですが、DV問題として位置付けてアプローチしていく面も要るのではないかなと思っています。ですので、現状の記述の中に、高齢者虐待とDVの関係は一切出てきません。私は大阪では事例検討会を結構しているのですけれども、DV問題としての高齢者虐待が結構出てくるのですね。現状なので、こういったあたりを書いてほしいなと思います。

以上、3点でございます。

○小西会長 加害者プログラムについては、今回の報告書の確かに1つのメインの柱のところがあるにも関わらず、まだ実際にどう書かれるかここでは見えていない状況なので、中村委員にはぜひ頼らないといけないし、見ていただかなくてはいけないのかなと思っておりまして、そこは大丈夫です。

ただ、ペアレンティングや高齢者虐待とDVをどう捉えるかの問題は、かなり今後の枠組

みにも影響を与えることなので、突然書いてしまえるのかどうかということについては、今のところでどうこうと先が見えにくいですね。だから、これは書きぶりを御相談しながらという感じで承っておいて良いでしょうか。あまり議論が尽きていないものを突然に入れることは、うまく入れられれば良いのですけれども、難しい気もします。

○中村委員 1つだけ、よろしいでしょうか。

高齢者虐待は確かにそうなのですけれども、15ページの下の方の厚労省のところは、既に現状で養育者支援の検討会があって、去年から動いています。それぞれレポートを出していますので、それぐらいの記述は連携しておいても良いかなという程度です。構いません。

○小西会長 それは承って、委員にまた御相談していく形とします。

他にございますか。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 細かいところで1点だけ。

「DV支援センター」という文言が随所に出てくるのですけれども、そのDV支援センターが何を指しているのかということがどこにも説明がないのです。3ページを見ると、多分配偶者暴力相談支援センターを「DV支援センター」と表記したのだらうという推測はできるのですけれども、はっきりしないので、そこは説明を入れた方が良いでしょう。

○小西会長 これは事務局で考えがあってやったことなのでしょう。

○難波男女間暴力対策課長 「はじめに」の部分で配偶者暴力相談支援センターについて触れ、その中で以下「DV支援センター」という表記にするということで記載しようかなと考えておりましたところでして、その部分が説明の中で抜けておりました。申し訳ございません。

○小西会長 可児委員、それで取りあえずはよろしいですか。

○可児委員 結構です。

○小西会長 他にございますか。

またあるかもしれないのですけれども、それはまた個別に事務局にお伝えいただくというところでいきたいと思えます。もし、また後で思いつけば言ってください。

23ページの「Ⅲ 今後の課題」で、この報告書がそもそも今後の取組ですから、ここが大事なところだと思いますけれども、こちらについて御意見を承ればと思います。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 全体の書きぶりのことと、23ページのⅢの「関係する府省庁においては」の書きぶりなのですけれども、「各課題について検討を行い、着実に実施することを期待する」となっています。これは具体的にどのようなスケジュールで検討がなされ、その検討の結果はどのように示されるのかというのが気になるのです。ですので、検討を行い、その結果について、例えば、この専門調査会にフィードバックするとか、そういう書きぶりにしていただくことはできないでしょうか。

全般的に、確かに、多様な議論をしてきて、色々な方が様々な意見を言ったということ

で、「との指摘もある」、「との意見がある」といった書き方が多くなっているのですね。この書き方ですと、弱いかなど。逆に、「必要がある」と書かれているところを見ると、「慎重に検討する必要がある」、「整合性を検討する必要がある」という書きぶりになっていて、どちらかという、慎重にすべきというような内容について必要があるという文末になっているのですね。色々な意見について指摘があったので、それについて検討すべきであるとか、もう少し強い文言での書きぶりにはできないでしょうか。

以上、2点です。

○小西会長 ありがとうございます。

この報告書が出た後のそのフィードバックということを書けるかどうかということと、今の書きぶりの点ですね。事務局で、今、何かございますか。

○難波男女間暴力対策課長 この報告書を受けて関係省庁で検討してもらうことになりませんが、今の段階でいつまでというスケジュールをお示しできる状況ではありません。今、専門調査会に報告といったことについて書けるかどうかというのは検討させていただきたいと思います。

また、「指摘がある」等の書きぶりにつきましても、もう少し強くという御指摘がございましたので、そこも考えさせていただいて、会長とも御相談させていただければと思います。

○納米委員 よろしくお願ひします。

○小西会長 よろしくお願ひします。

最初のところは私が言いたいこともあります。対象となる暴力の形態と保護命令の申立てができる被害者の範囲の拡大の法的な問題のところなのですけれども、法務省がおっしゃったことがほとんどそのまま書いてある状態になっていると思うのですが、要するに、便宜上PTSDが診断されて、診断書が取れば良いから身体的暴力だけで良いではないかという言い方と、概念的に私たちは心理的暴力も対象としたいという言い方はかなり違うと思うのです。例えば、心理的な暴力を一時保護の対象として取り上げていくためにはPTSDが必要であるとか、何らかのエビデンスが要するということはそれで良いかもしれませんが、それでも私はもうちょっと広く取ってほしいぐらいだと思いますが、最初からそれができるから要らないというのはこの場で皆様が同意したことではないように思うのです。

ここの書きぶりは変えてもらいたいし、例えば、一時保護や通報のところの書き方は、身体的暴力に限ると明確に法律に書いてあると思うので、そうだとしたら、法律に対して変える必要は全然ない、それで良いとするのは、問題があるのではないかと考えていますが、いかがですかね。心理的暴力も場合によっては対象となる。だけれども、確かにその対象とする場合には様々なパワーの行使ということが必要であるということがあるわけですから、「心理的暴力を対象とする場合それには何らかの裏付けが必要であろう」と言ってもらえるなら、もうちょっと思っていることに近いかなと思いますけれども。

お2人、手が挙がったので、阿部委員からどうぞ。

○阿部委員 2つ、あります。

今、小西会長がおっしゃったように、身体的な暴力と精神的な暴力あるいは性的な暴力を含めて、「暴力」という言葉に集約させることはできないのか。海外の報告などを聞いていると、そんなに分けていない、暴力という形で捉えていると学んだような気がします。そういった意味では、暴力も、長い、短い、あるいは、身体的なものもあるし精神的なダメージの深いものもあるから、暴力のくくりになぜできないのか。今回の報告は非常に身体的な暴力を中心にとということにこだわり過ぎているのではないかとということが1点です。

2点目は、32ページの「(4) 支援力の強化」で厚生労働省の「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を強化の一つとして取り上げてくださったことはすごく良かったと思っていますのですが、最近、ある自治体から若年女性の問題について少し話をしてほしいと言われて、お話を聞いていると、「少年非行」、「少女非行」と言われたのですね。何ですかそれはと、非常に驚いた。JKビジネスといった形で少女たちが搾取される、被害を受けていることについて、あるいは、家族からの暴力・暴行を受けて家を出ざるを得ないということに対して、非行という捉え方をしている自治体。これは、もしかしたら私の方が少数派であって、世間はむしろそういう捉え方の方が一般的なのかと非常にショックを受けております。そういった意味では、今までもそうでしたよね。性的な搾取でいえば、ブルセラとか、援交とか、JKとか、形を変えて少女たちへの搾取は、名称は違うけれども、ずっと社会の変化に応じて続けてきた。自治体の、しかも要保護児童対策地域協議会の皆さん相手の学習会に「非行」と言われたときに、ある種のギャップということですごくショックを受けたのです。せめて厚生労働省の検討会の報告書だけでも、関係者は一度きっちり読み込んでほしいと思いました。先ほど、種部委員が確かに教育は大きいと。基本的なことを知るためにはせめてこれくらいは関係者は読んでくださいとか、あるいは、こういうところには周知してくださいと、具体的な小学校や中学校の教育だけではなく、関係者、関係機関もきちんと学習する、教育啓発にきちんと取り組むよう、教育を独立させて書いていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

可児委員、どうぞ。その次に中村委員、浦委員も手を挙げられましたかね。その順番でいきます。

○可児委員 先ほどのところは私も小西会長の意見に賛成です。実際に保護命令の実務においてここに書かれているようなPTSDを生じさせれば身体の傷害に当たるということで保護命令が発令されているということが何件も存在するというのであれば、まだ紹介する意味もあるのかもしれませんが。しかしながら、ここで紹介されているのは刑法の監禁致死傷罪の裁判例のことで、実際の保護命令の関係では、前もお話したかもしれないですが、かなり昔に静岡かどこかで1件だけ出たケースがあるぐらいで、それ以外はほとんどこの

ような扱いをされていないはずですが。それを殊更にここで取り上げる意味があるのかなというところはあります。

実際、本調査会での議論も精神的暴力をここまで限定して議論しているわけでもないですし、この書きぶりは私もすごく違和感を持ちましたので、検討していただいた方が良いのではないかと思いました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。

私も、小西会長の冒頭の意見に賛成です。確かに、そういう議論をしてきたと思いました。

23ページの今のところですが、自由のコントロールの蓄積の結果としてとか、こういった議論は確かにできて、研究的にもこういう動向を紹介しました。諸外国でも先ほど阿部委員が言われた暴力という形で広く捉えることになってきている経過があるかと思えます。

例えば、直近では、こんな加害者と遭遇しました。年子が2人と、1年を置いてもう一人子供ができて、これは多分避妊に協力していないということが想定できます。育児に協力しない無関心な人で、妻がノイローゼになったのです。鬱になりました。そうすると、養育ができなくなって、ネグレクトで児童虐待防止法上は虐待としてカテゴリー化されてしまったのです。その後、夫が離婚を提起したのです。離婚を提起して親権を取ろうとするときに、妻の養育力がないということで夫に親権が3人とも渡りました。こういう法的対応になるのでしょうかけれども、プロセスを見るとそこはパワーとコントロールの結果の育児鬱になっていくプロセスを見るべきだと思いますが、それは家庭裁判所の判断なのでということがありました。

これはあくまでも1例です。性的暴力との関係とか、コントロールとの関係とかも含めて、大変複合的な暴力という様相があります。そのことはぜひ強調していくべきではないかと思えます。原案にある「という指摘がある」という程度ではなくて、現実がそこにあるので、それをどう表現するかという点で、複合的暴力という側面がとても強いなと思っています。冒頭の小西会長のようなことで書いてはどうかと思います。

もう1つ、25ページの下、3分の2ぐらいに、他法令との関係で、心理的虐待の中に面前DVが明記されています。心理的暴力として面前DVということなので、DV防止法でもそれを引き取るべきだと思います。他法令との整合性という点でも既に児童虐待防止法はそうなっていますので、こちらにリフレクションをさせるべきだと思うという2点の理由で、小西会長の意見に賛成します。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。浦委員、どうぞ。

○浦委員 私も小西会長の御意見に賛成なのと、私からお伝えしたいのが、性的暴力がまだDVの文脈の中では語られていないという印象があります。今、刑法改正の審議の中で夫婦間の性犯罪が成り立つかという議論が進んでいる最中でもあるので、こうしてDVについて議論されている中で性的なDVが置き去りにされているというのは違和感があります。

私が見聞きしているケースの中で、子供への面前DVの中で、性的行為を強要されている場面を子供が目にするという面前DVの在り方も複数聞いております。そういう意味でも、性的なDVは、家族全体、子供にまで大きな影響を及ぼすような暴力だと思いますので、ぜひ性的DVについても議論の俎上に上げていただけたらと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」でも夫婦間の性暴力については性犯罪として全く同等に扱うのだということに異論のある人は誰もいないのですね。議論がないのだけでも、むしろあえて書くかあえて書かないかというところが議論になっているところなので、要するに、まずは、非常に複合的なものであるということがどうしても認識としてここは必要だし、先ほど言ったような枠が要るのかなと私は思っています。

原委員、どうぞ。

○原委員 今、浦委員がおっしゃったところの配偶者からの性暴力については、現場の経験でも、相談の現場でなかなか語られないことが多いDVだと思います。配偶者暴力相談支援センターと、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの連携ですよ。連携するという具体的な書き込みがここにあっても良いと思いますし、むしろ配偶者間の性暴力を専門的に支援できるような配偶者暴力相談支援センターが今後生まれても良いのではないかと思っています。それぐらいの取組をやっていかないと、なかなか語られない性暴力が潜在化したままになってしまうと思うのですね。

最近、色々な論文検索などをしてしていると、デートDVと思しきケース、特に、若年妊娠をしたケースで、いわゆる小児期に逆境体験をしている子供の研究などがリンクしている文献も見受けられて、要は、DV家庭の子供と思われる子がデートDVの被害に遭い、若年妊娠の問題へとつながっているということが研究結果からも見えてきていますので、私たちがこのように言ったという意見を書いてもらうのも必要なのだと思いますけれども、そういうエビデンスに基づいた説明の仕方、記載の仕方も検討していただければ良いかと思えます。

○小西会長 ありがとうございます。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 私も、暴力が複合的だということは書いていただきたいと思います。児童虐待の死亡事例の検証に関わらせていただいているのですけれども、その中で0日死亡がかなりの数を占めています。0日死亡の中で、若年の場合もありますけれども、性的DVの結果、妊娠して、女性が1人で自宅で産み、結果として嬰兒を死なせてしまったということ

で加害者になってしまっているという例が見られます。ですので、0日死亡の防止という観点からも、性的DVを顕在化させていくこととそれへの対応、支援を強化していくことはぜひ必要なことだということは書いた方が良いでしょう。

そのときに、ワンストップ支援センターとの連携なのか、妊娠SOSとの連携なのか。もしくは、緊急避妊薬なのか。しかし、性的DV被害者の方が緊急避妊薬を入手できるのだろうか。経済的にも厳しい場合、市販されるようになったときに幾らぐらいの価格設定になるのだろうかというあたりも気になりまして、色々な手立てが必要になってくるのではないかと思います。もちろん、配偶者暴力相談支援センターでも性的DVの被害者への支援の専門性を充実していく必要があると思います。

以上です。

○小西会長 浦委員、どうぞ。

○浦委員 ありがとうございます。

今、緊急避妊薬の話が出たので、私からも追加で意見を述べさせていただきたいと思います。

31ページ目、「7 その他」に書き込まれている中の性的DV被害者への支援の中で、緊急避妊薬は入手が困難であると書かれていて、その先、どうすべきという語尾に終わっていないというのが気になっています。実際に私が見ている被害者の方にとっては本当に緊急避妊薬へのアクセスが悪いです。アクセスが悪いの意味が2つあって、まず、1つは知らない。緊急避妊薬を飲んだら避妊できるということを知らない方がすごく多いなと感じています。これは、先ほどの教育のお話の中で出てきたとおり、きちんと性教育をしていくことで避妊薬へのアクセスをよくしていくことが必要だと思います。

2つ目は、現状では、病院に行かないと手に入らないというアクセスの悪さがあって、市販薬化が何度も議論されているのですけれども、残念ながら毎回実現されないなと思っています。特にこのコロナ禍でワンストップ支援センターに妊娠の相談が数多く入ってきていて、加害者が知り合いで周囲に相談できずに妊娠に至るケースが多いので、避妊薬を入手しやすくするというのは、被害の影響を軽減するという意味で大事なポイントではないかと思いますので、御検討をお願いいたします。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 ありがとうございます。

2つあります。

一つは、先ほどから出ていますけれども、面前DV、心理的な暴力が明らかに虐待と捉えられているのに、なぜDV防止法上のDVになると、精神的な暴力が落ちるのかというところは納得のいかないところでありまして。地方自治体で取組を見ても、虐待対応は住民の理解を得やすいというか、皆さんが共感しやすいために、かなり厳しくやっても反発

が出ないのですが、女性の問題になりますと、まだそういう立ち位置にあるのだと思うのですね。そういう意味では、子供がDVを見て育つという中、先ほどもありましたが、性行為を見ながら、しかも暴力的な性行為を見ながら育った子供たちが、自分が将来にSNSを通じて風俗で働いたりという子たちは非常に多いです。そういう意味でも、性的な暴力の目撃、心理的な虐待が子供の発達にどれだけ大きな影響を与えるか。あるいは、愛着障害を起こしてしまうと生涯にわたって大きな影響を与える。その中の大きなインパクトになるものがDVだと思うという捉え方で、共感されやすいアプローチをしていただく。女性に対する問題というだけではなくて、これは家族の問題だということと、子供に対して大きな影響を与えるというところを前面に出していただく。「はじめに」をこれから書いてくれるのだと思うのですが、そのあたりとか、先ほどの高齢者虐待は途中ですくい上げられなかったDVだという認識というの「はじめに」の中に入れていただいて、重大な問題として位置付けていただければと思います。

もう1つは、性的暴力について、確かに産婦人科医はよく見えています。ところが、全部スルーされて、緊急避妊薬を1回処方するだけで終わっているということです。中絶を1回するだけで終わっていますが、来られる方はどうおっしゃるかという、避妊に協力してくれなくて、と言う。あるいは、中絶を希望するときに、夫に内緒で中絶をしてくださいというお願いが一番多いです。これは、何度も申し上げていますが、配偶者同意の問題があって、そこでどうしてもスルーをしてしまわざるを得ない、仕方がない、夫が承諾しないのにやるわけにいかないよということが、0日目の虐待死にもつながり、予期せぬ出産につながり、気がつく、中絶も出産も頻回に経験している女性が出てくるということでありますので、性的暴力は、経済的な影響というか、妊娠によって直接身体的な影響があること、プラス、身体的な暴力よりもその次の世代に対する影響も考えますと重大な問題だという捉え方になってほしいと思います。

緊急避妊について、私はOTC化に反対するわけではないのですが、慎重な立場を取っているのは、DVの相談は非常にハードルが高くて相談しにくいという現状があって家庭の中にずっといる方が多いわけで、この方たちがそのことを言い出せないために永遠にOTCで緊急避妊だけが続いているという状況だけは絶対に避けなければいけないからです。そこから先の確実な避妊につなげて絶対に妊娠が起きないようにしてあげることが、この配偶者同意を得られない、中絶がしにくいという状況の中で最も必要だと思っています。そういう意味で、産婦人科医は、アンテナが高ければ、緊急避妊で1回来たときに、その後、IUDを入れたり、パートナーにばれないように避妊をしていただく方法を取るとか、様々に考えています。これがOTCではまずできる保証がないと私は思っています。そこについては、教育とか、DVの根本的で包括的な予防の対策があつての緊急避妊だという捉え方は外さない方が良く思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

他にございますか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 話題というか、論点が多少変わるのですけれども、まず、細かいところなのですが、31ページの下に、再婚家庭を入れていただいて、ありがとうございます。ただ、再婚だけではなくて、事実婚とか、同棲とか、さらに交際相手があると思うので、例えば、「再婚家庭(同棲等も含む)」みたいな書き方をしていただければありがたいと思います。

私が、関心があるのは29ページの逃げられない／逃げないDV対応なのですけれども、逃げられないと逃げないが違った対応になっていますけれども、この逃げられないとか逃げないでどの程度の差があるのかなと思っております。例えば、合理的に逃げないという選択をする場合も結構ありますよね。21ページの調査にあるように、多分、単に子供がいるというよりも、子供に良い教育を受けさせるためには、とか、経済に関してもある程度生活をするにはDVに我慢していた方がまし、と。私は前回も発言させていただきましたけれども、子供や生活を考えると我慢していた方がまし、逆に言えば、だから、加害者が逃げられないと分かっているから暴力を続けたり、エスカレートをしたりすることもあるのだと思います。

私は、今、家族社会学事典の編集委員になっておりまして、そこで暴力の担当にもなっているのですけれども、昔のものを調べてみましたら、50年前の家庭内暴力は嫁いじめだったのですね。両親と夫が嫁をいじめる、と。ただ、嫁も、子供がいたり、離婚できないのだったら仕方がないから、舅、姑が亡くなるまで、と思って我慢した、というケースが50年前は相当報告されています。もちろん、今もあるのだと思いますけれども、結局、根本的に女性がすぐに経済的に自立できるような仕事に就けないところに根本的に問題があって、戦後もずっと、暴力、特に男性から女性への暴力につながっていると思いますので、その点は、もちろん、経済的支援は31ページにありますけれども、最低限の生活の支援ではなくて、ある程度の子供の教育を考えているということがあると思います。これも前に言いましたけれども、いわゆる水商売、接待を伴った飲食業や性風俗がセーフティネットとして主体的に選ばれてしまうのですよね。そういうことがあると思います。

気になったのは、30ページで、「本人が望む選択をしてもらおう」と書いてあるのですけれども、果たして本人が望んだからそれが良い選択とも限らないわけで、本人にとって最も良いとか、そういう形の方が良いかと思うのです。極端な場合を言うと、本人が死んだ方が良いと思えば、それが本人が望んだ選択かと、自己責任論のようにすごく聞こえてしまうので、これは、本人にとって良い選択とか、最も良い選択という形にぜひ書き換えていただければと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

このところは、確か、私と納米委員が逃げられないケースもあるのだよという話をした記憶がありますけれども、ぼっちり逃げられない人はこういう人で逃げない人はこうい

う人と分かれているのは多少違和感はありました。

ただ、実際に、山田委員が言われるような、色々な選択として水商売を選択しながら母子で生きていきたい、そうだよな、今の世の中だったらと思えるような、リーズナブルな選択としてこういうことが起きることもよくあるのだけれども、一方で、本当に逃げなくてはいけないのに、解離で何も本人は分かっていない、夫が言うから帰りますと私の前で言うという状態の人もいて、そういう人が全部一緒くたになるのは少し違和感があるという気持ちがあって、その辺を、逃げない理由も沢山あることは書いていただきたいと思うし、山田委員がおっしゃるようなケースも沢山あるということも、もちろんそのとおりだし、当初のところから何か心理的な支援がない限り何も動けない人たちがいることも確かなので、そう書いてもらいたいと、今の意見を言えば、思っております。

○山田委員 もちろん、それは私も承知の上でして、いわゆるマインドコントロール等で本当に逃げられないという人もいますが、逃げないからそれほど支援は要らないのではないかみたいなことではない、そちらも重視してほしいという意味で言ったので、分けて、本当に逃げられない、マインドコントロールを受けているような人を、逃げさせるというか、逃がすこと。

○小西会長 逃げるくらいの力をつけるみたいな。

○山田委員 そうですね。それも、もちろん承知していますので、よろしくお願いします。

○小西会長 ありがとうございます。

今のところで、1つ質問があります。30ページの、7に行く直前のところで「さらに、逃げないDV事案の中には、家族を再建することが可能なこともあるため、そうしたケースに対しても予防的な意味でカウンセリングを積極的に」と書いてあって、「予防的」とはどういう意味なのか分からなかったのですけれども。

小さいことですので、引っかけたということだけ、今、知っておいていただければ。

○難波男女間暴力対策課長 「予防的」というのは、前もって、あらかじめという趣旨でここは使わせていただいております。

○小西会長 何のあらかじめですか。

○難波男女間暴力対策課長 家族を再建する可能性もあるということなので、逃げないという選択をするために前もってカウンセリングを被害者に行うことも考えられるのではないかと趣旨です。

○小西会長 でも、家族を再建することは全てで可能なわけではないですよ。だから、それを予防と言われると何だかよく分からないなという感じになります。

○難波男女間暴力対策課長 そこは書きぶりを改めて検討させていただきます。

○小西会長 まず、中村委員、どうぞ。次に、可児委員の順で。

○中村委員 ありがとうございます。ここも同じで、今後の課題で加害者のことがかなり沢山書かれておまして、内閣府の文書としてこんなに加害者のことが出てくるのは初めてで、議論が進んだなと思うところですが、書き方で、26ページの3の冒頭ですね。加害

者については、まずは、現行法の枠内でできることに取り組むべきであるとの指摘があるというのは、主語は誰かということなのだけれども、この委員会の委員は、現行法の枠の中と、現行法の限界、臨界点をかなり指摘しつつ、現行法をどうやって超えるかということに関心があったので、取り組むべきであるという指摘はむしろ法務省とかの言うことではないかと思うので、ここは現行法の枠内でできることはもちろんぎりぎり考えつつも、現行法でできないことを考えるということが、別途組織している検討会でも議論をしているところですので、この主語は誰かということについて、明確にした方が良くと思います。

さらに、その前の25ページで、通報や保護命令制度の在り方の第2パラグラフのところですけれども、現行の保護命令制度で幾つか課題があって、長期の保護命令や新たな種類の命令創設や加害者退去を原則とするなどということの中に、いわゆるプログラム受講命令という議論をしているのですよね。これは現行法の枠の中ではなかなか難しいかもしれませんが、児童虐待は先行してこれができているのですよね。保護者指導ということです。命令ではないのですが、家庭裁判所が関与していますので、保護者指導としてそこは可能になっているのですよね。現行法の枠の中でもできることに接続できるのだけれども、DV防止法上も、参加命令が韓国などでは保護命令と一緒にしているわけですよね。これは、そういう議論があるとか、そういう指摘があるという形で良いかと思しますので、ぜひ追記してはどうかと思います。

もう一回、26ページに戻ってもらって、私も紹介してきたところがあるのですが、サークルとか、父親プログラムは先ほど言ったようなことなので、もう少し注記するなり説明が要るかなという言葉が幾つかありますので、書いてもらった方が明確になるかと思します。

最後、27ページですけれども、ちょうど真ん中ぐらい、刑事施設内での更生プログラムも私は大事だと思っていて、現状では、性犯罪、断薬指導、反社会的勢力からの離脱指導があるのですけれども、それは全部改善指導という言い方なので、言葉を合わせて、家庭内暴力やDV、虐待、ストーカーで入ってくる人たち向けのプログラムは一切なく、かなり独自の心理的・社会的・構造的特徴を持っていますので、改善指導の一つに追加すべきではないかということがあります。ここは改善指導という形でシンクロさせてほしいなと思いました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 30ページ、7の「(2) 面会交流」についての記述があります。冒頭の「面会交流を行う際には、リスクの十分なアセスメントが必要」と、これは別に異論のあるところではないのですけれども、「例えば、加害者プログラムを実施しながら面会交流の可否を見極めることが考えられる」は、果たしてそんなことが可能なか疑問があります。通常、別居して割と短い時期、別居して早い時期に面会交流の可否についての議論を求め

られます。それに対して加害者プログラムはもう少し長期で行われるものだと思います。そういった長期で行われる加害者プログラムの実施を見ながら短期間に決めなければいけない面会交流の可否を見極めるということは、私の感覚からすると非常に難しいのではないかと思います。ここの書きぶりについては再検討していただいた方が良いかと思います。

次の文で、明石市の面会交流コーディネーター事業についての紹介があります。これは私も詳細を知りませんし、ここの調査会の中で明石市の事業について詳細な報告を受けて評価をしたという経過がありません。ですので、ここで紹介するのは唐突だし不適切ではないかと感じます。

「一方で」以下のところは、最初に納米委員が言われていたことでもあるのですけれども、最後に「意見もある」で終わっているのですが、「被害者や子供への精神的な影響が甚大な場合」、「心身が回復するまで面会交流の実施を保留するなど、ケース・バイ・ケースでの柔軟な対応の検討が必要」は、おそらく、この調査会の委員の中ではコンセンサスが得られているのではないかと思いますので、「意見もある」ではなくて「必要である」という形で締めていただきたいと思います。

もう一か所、戻りまして、25ページの第2段落、5行目のところから「保護命令制度は、一時的に被害者を加害者と接触させないようにすることを目的とするもの」という記載がありますが、保護命令の制度は接触させないようにすることで被害者の安全を確保することを目的とする制度で、ただ接触させないようにすることを目的とする制度ではありません。ここは正確に書いていただいた方が良いかと思いました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 度々の発言で失礼いたします。

細かいところなのですが、32ページの調査研究で「虐待やDVは世代間で連鎖するという意識が必要である」という書きぶりになっているのですが、確かに、そういう場合が多いと思うのですが、決定論的に書かないで「連鎖する可能性がある」くらいにした方が良いのではないのでしょうか。

○小西会長 昔は、「連鎖」という言葉が当事者の人からとても嫌われたので、そう書かないようにすごく注意して書いていたのですね。今はこういうものを書いても平気になったのかなと、読んだときに、驚いたなと思っていたのですが、私と同じ御意見であれば、書きぶりを変えていただきたいと思います。本当に当事者の方がこれで私は駄目なのだと思うことが大変よくあると言われているものです。

○納米委員 あと2点ございまして、2点目は、先ほどの逃げられない／逃げないことに関して、逃げないDVということは、ここでは一時保護と保護命令の件数が減ってきている現状を踏まえてという書きぶりになっているのですが、むしろ被害者からの声を聞くと、なんで暴力を振るわれている側である私が逃げなければいけないのだ、全ての不利

益を一身に引き受けて暴力を振るわれている側が逃げなければならない制度とは一体何なのだという声もあるのです。今は身の安全を守るためには仕方がないということがあるということだと書いた方が良くはないかというのが2点目です。

3点目なのですが、27ページ、加害者プログラムのことが書いてある(1)の最後のところで、リスクアセスメントの妥当性の検証のことが書かれています。先ほど、可児委員がおっしゃったのは、面会交流のリスクの十分なアセスメントが必要なのは当然だというお話でした。面会交流のアセスメントと加害者プログラムのアセスメントはまた違うとは思いますが、現状では、加害者プログラムについても、面会交流についても、アセスメントが確立してなくて、妥当性の検証が行われていないということだと思います。27ページに「妥当性の検証が求められる」となっていますが、これをやる主語は一体誰なのでしょう。 「妥当性の検証を行うべきである」とか、もっと強く書いていただけないでしょうか。妥当性の検証をやるには、民間の研究者の方だけでやるのは難しい面もあるのが実情ではないかと思えます。前向き、後ろ向き、両方の検証のやり方があるようだけれども、それをやるためには公的な協力が得られないと難しい面があるので、「検証を行っていくべきである」といった強い書きぶりにしていただきたいと思えます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

他にはございますか。

原委員、どうぞ。

○原委員 皆様の議論からすると細かいことかもしれないのですけれども、31ページの経済的支援のところに書かれていることは、まさに私が実務でやっている生活自立支援センターの、ある種、得意分野のところなのですね。いわゆる多機関連携というところに入ってくると思うのですが、これをDVの担当課だけとか、その担当者レベルでやるのではなくて、より専門的にやっている他施策との連携をすることによって、また見え方が変わってきます。そういう言葉を少し書き加えていただければと思いました。

加害者のプログラムのことなのだけれども、27ページの(2)に「被害者支援についてのケースワークが必要なように、加害者対応についてもケースワークが必要となり」というところで、まさに、私が実務をやっていて、過去に何らかの家族間トラブルがきっかけで強い困り感を抱えているケースでDVケースになっているものも多く隠れています。そういう加害者に対する対策というか、被害者支援の一環としての加害者に対するケースワークですね。例えば、加害者プログラムを実施することも大切なのですが、一方で、プログラムをやっているその一面だけを見るのではなくて、ケースワークをしていく中で加害者そのものの理解にもつながると思えますので、それが結果的に再加害防止につながれば良いとも思っていますので、特に加害者についてのケースワークは、今後、もっと取組が進んでほしいと思っていますところ。以上です。

以上です。

○小西会長 例えば、何か書きぶりとかで変えた方が良いとか、そういうことはありますか。

○原委員 ここでケースワークが必要だと書いてもらっていますし、まさに児童相談所との連携でもこのケースワークの視点が必要ですので、連携強化のところではこの書きぶりで大丈夫だとは思っています。ただ、これまで恐らく一般的にプログラムありきの方がどちらかといえば先行していたので、ここも大切なのだというところをぜひ分かってほしいと思っています。

○林男女共同参画局長 小西会長、すみません。

私は、国会の関係もありまして退室いたしますが、充実した御議論を本当にありがとうございます。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。本当にお体に気をつけて。

○林男女共同参画局長 ありがとうございます。

○小西会長 続けて、議論したいと思います。

私も今のところで気になることがあるのですけれども、当然DVは子供がいないケースもありますよね。ケースワークが必要なのは全てのケースに必要なのだけれども、児童相談所を使ってやるというのはとても現実的な良い方式だと思うので、例としてこういうものも使えるよねと書いてもらえると良いなとは思いました。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 31ページの経済的支援の2段落目、2行目のところから「例えば、より金額の低い法テラスのDV等被害者法律相談援助制度を使ったとしても、その後の生活に負担になることがあるため」という記載があるのですが、このDV等被害者法律相談援助制度は本当に法律相談だけなので、これを使ったからといって生活に負担になるということはないです。正確には、法テラスの民事法律扶助を利用したとしても、貸し付けのための償還金が積み重なっていくことによって生活に負担になってしまうという問題です。ここは間違っていますので、法テラスのDV等被害者法律相談援助制度ではなくて、法テラスの民事法律扶助制度に変えていただく必要があると思います。

○小西会長 ありがとうございます。

そこは変えていただかないといけませんね。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。

先ほどもやり取りがあったケースワークのところですが、先ほどの現状のところ、厚生労働省の養育者支援のことがまさにこれなのです。幾つか厚生労働省関係のプログラムがあります。プログラムありきではなくてケースワーカーや児童心理司がかなり動いていますので、児童相談や虐待とDVが絡む場合が一番現行法の中でもやりやすいというか、着手すべき優先度は高いと思います。ここが大事なかなと思うのと、ケースワークも大事な

のですが、ソーシャルワークという言い方で、社会的な価値をそこに埋め込んでいくケースワークが要るので、事例運びというだけではなくて、社会的価値を伝えるソーシャルワークは言葉としてもあった方が良くと思いました。

以上です。

○小西会長 原委員、今のケースワークやソーシャルワークのことに、いかがですか。

○原委員 子供がいるケースなどはもちろん分かりやすいとは思いますが、中村委員がおっしゃったようなソーシャルワーク事例が入ってくると分かりやすくなるかなとは思っています。

○小西会長 どうぞ。

○中村委員 関係して、小西会長もおっしゃったように、虐待と関連するケースは相当あるので、これで良いのですが、例えば、離婚をしていくケースで、離婚しても再婚する場合があります。何らかの脱暴力化は必要なのですが、さらに、面会交流で父子面会交流が続いて再婚している場合とか、結構複雑な関係がその後に展開しますので、虐待と絡まないようなものについても、本当はケースワークやソーシャルワークをしつつ、暴力のない人生をどう歩んでもらうかという、やや法律の範囲を超えるところがあるので、第1選択肢として加害者プログラムが色々な経路からあることが大事だと思っています。全体で加害者プログラムのことが前面に出ていますので、別途立ち上げている今年の検討会の書きぶりと一緒に併せてまた相談させてください。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

他にございますか。あと5分くらいになってきているので、もし何かあれば、ぜひ。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 最後、32ページの支援力の強化の最後に「現行のDV被害者の縦割りを廃した体制の構築についても検討することが期待される」と書いてあるのですが、これは一番大事なことではないかと思っていて、例えば、地方で対策を進めるときに、厚生労働省は子供支援をやっていて、内閣府がDVをやっている。そうすると、地方でDVの計画を立てるときに、DVの入口のことしかやらない部署と、その後の出口支援をやっている全然違うところがあって、計画を立てる段階でもばらばらになっているということが実際に起き得ます。

都道府県ならまだ良いのですが、本当は一番窓口にならなくてはいけない市町村がそういうソーシャルワークの主体になるべきなのですが、DVの視点も持っていなかったりということで、配偶者暴力相談支援センターを作ろうともしない。国でどういう方向に行くのかまだ検討中ではあると思うのですが、「子ども家庭省」という言葉がちらほら出たりするようになってきていますので、むしろ専門調査会として、子ども家庭省のような形で、理想としては、例えば、男女局が省庁に格上げになって子ども家庭省になり、そこに厚生

労働省の子供の支援課がくつつくような感じで新しい省庁ができれば良いのにと 생각합니다。そういう意味で、この縦割りを廃するということがシンボリックだと思うのです。部局の新設という形にしないと、交付金もみんなばらばらにやってくるということで、無駄なくスケールメリットも生かせるということ、関係機関の連携の中に入るのか、抜本的な見直しという形で別途書いていただくか、掲げていただけたら嬉しいです。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

皆さんも挙げられたので、納米委員、中村委員の順で御発言をお願いします。

○納米委員 今の種部委員の御発言に関して、確かに縦割りの問題についてはかねてより指摘されてきていて、解決していかなければいけないことはそのとおりだと思うのですが、それを行うためにこれまでのやり方以上の何らかが必要になるのは確かだと思うのですが、それが果たして子ども家庭庁という方向なのかどうかということについては、やや慎重になった方が良いのではないかと think しています。

確かに、子供虐待もDVも高齢者虐待も家族の中で起きているというファミリーバイオレンスという捉え方もありますが、日本において、家族規範が強い中で、それを子供と家庭という枠で捉えてやっていくのが良いのかということは、私は異論がございませう。

○小西会長 ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。

1つだけ、33ページ、一番最後の男性被害者のこと。男性被害者に対する支援の配慮については、とても複雑なものがあるので、男性心理学的な支援が必要だと思ひます。もう一つのLGBTである被害者に対する配慮が突然のような感じがするのです。今、100近い自治体がパートナーシップ制度を導入しています。パートナーシップ制度の中で同性同士のパートナーの中のDVということで現に相談に来ているので、これは被害も加害も相談に来るのですけれども、男性同性愛者の方がこちらには多いのです。一言ぐらゐ「パートナーシップ制度による」と付け加えてもらった方が、LGBTの被害者はいじめも含めて沢山ありますので、ここの調査会らしく書いてもらった方が良いかと思ひました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。これは、私も思っていて、「7 その他」の「(7) その他」に2行入っている形なのですが、実際には男性被害者の問題やLGBTの問題はこれからもう少し取り上げられていかななくてはいけないことなので、もう少し大きめに、せめてこれだけに題がつく形で書いていただいた方が良いのではないかと読んだときに思っておりました。

○山田委員 賛成です。

○小西会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

もちろん皆さん、言い足りないところがあるかとは思いますが、幾つか大事なところもありましたし、例えば、性暴力の支援では、若年と教育が一つの大きなテーマとして上がってきているわけですが、こちらでそれをどう取り上げていくかということもあるかと思えます。

本当に活発な御意見をありがとうございます。

まず、案を作っていた事務局にも感謝したいと思います。

本日いただいた御意見は貴重なものがたくさんありますが、事務局において整理していただいて、その後は私に御一任いただき、さらに、加害者プログラムなどのこれから入ってくる部分については中村委員に伺っていくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

おかげさまで、予定どおりでございます。

今後の予定等について、事務局から連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 本日は、ありがとうございました。

次回ですけれども、3月17日、水曜日の開催を予定しております。詳細につきましては、後日、担当からメールで御連絡させていただきます。

また、報告書案に関しまして、本日いただきました御意見を踏まえ、事務局としても会長と御相談しながら調整を進めていきたいと考えております。次回の会議では、報告書の最終案を皆様にお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第113回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。ありがとうございました。